コーポレート・ガバナンスと CSR

~ 持続可能な発展のために~

ー橋大学商学部経営学科 谷本ゼミ 1103223M 深谷千春

はしがき

卒論を書き始めてから、幾度となく朝日を見る機会に恵まれた。一面透き通った青い空の端が滲むようにオレンジ色に染まっていく。6 階から望む朝日は格別に綺麗で、一晩頑張った甲斐があったと思える瞬間だ。

やっとの思いで卒論を書き終えた今の心境は複雑だ。卒業・・・それは4年経てば当然のようにやってくるものだと思っていた。大学ではクラスの友達、部活の友達、何気なく出会った友達、初めて会った親戚の子、そし

て非常に濃い2年間を共にしたゼミテン、先輩、後輩、本当にたくさんの素晴らしい人達に出会い、楽しい時間を過ごした。だからこそ、友達と一緒に卒業できないことが何より悲しくて、残念で仕方がない。

そして、厳しくもあり、優しくもあり、様々な面で指導して下さった谷本教授、卒論作成にあたって相談に乗って下さった唐木さん、アドバイスをいただいた院生の方々、本当にありがとうございました。

12月12日 深谷千春

目 次

第	1	章		社	会	の	中	の	企	業									1
	第	1	節		企	業	の	目	的										1
	第	2	節		社	会	の	変	化										2
		(1)	グ	П	_	バ	ル	化									2
			1)	グ	П	_	バ	ル	企	業								2
			2)	持	続	可	能	な	発	展								5
		(2)	ΙT	の	発	達											6
		(3)	ΝP	0 /	/ N	G 0	0	台	頭	į .							6
	第	3	節		企	業	に	求	め	5	れ	る	社	슷	観				7
		(1)	숝	社	は	誰	の	も	の	?							7
		(2)	企	業	۲	社	会										9
		(3)	企	業	の	社	会	的	責	任						. 1	1
			1)	C S	S R	が	求	め	5	れ	る	ょ	う	に	な	っ	た	背
															景			. 1	2
			2)	CS	S R	を	め	<	る	動	き						. 1	3
					社	会	的	責	任	投	資							. 1	3
					グ	IJ	-	ン	•	=	1)	/ :	シ	ユ	_	マ	IJ	ズ	٨
																		. 1	5
					企	業	評	価	基	準								. 1	5
第	2	章		企	業	を	統	治	す	る								. 1	8
	第	1	節		企	業	統	治	論									. 1	8
	第	2	節		コ	_	ポ	レ	_	۲	•	ガ	八	ナ	ン	ス		. 2	0
	第	3	節		資	本	寸	体	٢	U	τ	の	使	命				. 2	1
第	3	章		日	本	の	コ	_	ポ	レ	-	۲	•						
									ガ	バ	ナ	ン	ス	の	歴	史		. 2	3
	第	1	節		株	式	相	互	保	有								. 2	3

		(1)	女	正	庥	王	丄	17F		• •						. 2	<u> </u>	3
		(2)	株	式	持	ち	合	11	関	係						. 2	2	5
	第	2	節		乂	1	ン	バ	ン	ク	۲	資	金	調	達			. 2	2	5
		(1)	金	融	制	度										. 2	2	5
		(2)	乂	1	ン	バ	ン	ク	の	役	割					. 2	2	6
	第	3	節		株	主	構	造	の	変	化	• •						. 2	2	6
第	4	章		ガ	バ	ナ	ン	ス	改	革	۲	そ	の	問	題	点		. 2	2	9
	第	1	節		日	本	企	業	の	ガ	バ	ナ	ン	ス	改	革		. 2	2	9
	第	2	節		ア	メ	IJ	カ	の									. 3	3	1
	コ	_	ポ	レ	_	۲	•	ガ	バ	ナ	ン	ス						. 3	3	1
		(1)	機	関	投	資	家	の	台	頭						. 3	3	1
		(2)	エ	ン		しン	/ 、	7	י -	-)	ル	ド	コ	٨	の	衝	事	圣
																		. 3	3	3
			1)	エ	ン	П	ン	事	件	の	概	要					. 3	3	3
			2)	ワ	_	ル	ド	コ	۵	事	件	の	概	要			. 3	3	4
			3)	米	玉	企	業	改	革	法							. 3	3	5
	第	3	節		商	法	改	正										. 3	3	7
		(1)	商	法	の	規	定									. 3	3	7
			1)	機	関	構	造										. 3	3	8
			2)	監	視	•	監	督	の	制	度						. 3	3	9
		(2)	商	法	改	正	۲	そ	の	効	果					. 4	1	0
	第	4	節		슰	計	ビ	ツ	グ	バ	ン							. 4	1	4
	第	5	節		内	部	告	発	制	度								. 4	1	5
		(1)	内	部	告	発										. 4	1	5
		(2)	公	益	通	報	۲	公	益	通	報	者	保	護	法	2	1	7
第	5	章		コ	_	ポ	レ	_	۲	•	ガ	バ	ナ	ン	ス	の	今		5	1
	第	1	節		コ	_	寸	ťι	/ -	-	-	• ;	ガ	バ	ナ	ン	ス	原	貝	IJ
																			-	1

	第	2	節		株	式	市	場	۲	S	RΙ								5	4
		(1)	株	式	市	場	の	動	ŧ								5	4
		(2)	Ι	S	0	2	6	0	0	0							5	7
	第	3	節		玉	連	Г	責	任	投	資	原	則	L					5	8
第	6	章		コ	_	ポ	レ	_	۲	•	ガ	バ	ナ	ン	ス	۲ ک	_	C S	R 6	2
	第	1	節		概	念	整	理											6	2
	第	2	節		企	業	行	動	^	の	指	針							6	2
第	7	章	:	□ -	- 力	ぱし	, –	٠	•	ガ	八	ナ	ン	ス	の	あ	IJ	方	6	4
参	考	文	献	_	覧														6	5
参	考	U I	R L	_	覧														6	7

第 1 章 社会の中の企業

それでは、私達にとって不可欠の存在でありながら、顔のない犯罪者にもなる企業とはいったい「何」であるのか。その答えを探るべく、本章では企業というものに焦点を当て、その存在意義について言及する。

第 1 節 企業の目的

戦後から高度経済成長期にかけて、大量生産、大量消費の産業構造が形作られていった。その中心的役割を担っていた企業はひたすら利益を追い求め続けた。その成果としてあらゆる製品を世に排出することが、人々の豊かさに直結していたのである。

しかし、1960年代水俣病、四日市ぜんそくに代表されるような公害問題が発生する。成長の裏返しであった企業の倫理性という目的が問われ始めたのだ。これまでの企業の的であった、大量生産、利潤最大化の弊害大化の関題であっただけに、利潤最大化だけを目的に事業活動する企業の是非が問われるようになる。

第 2 節 社会の変化

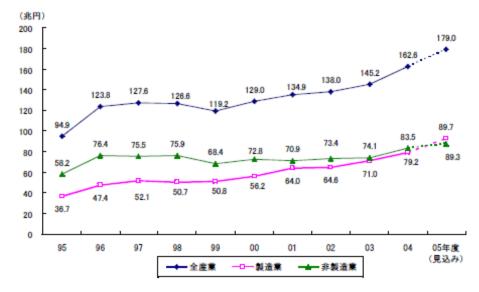
(1) グローバル化

企業を取り巻く環境は日々刻々と変化している。その中で企業はその環境の変化に対応し、その存在価値を見出さなくてはならないし、時に企業に大きな変化、影響をもたらす。

1) グローバル企業

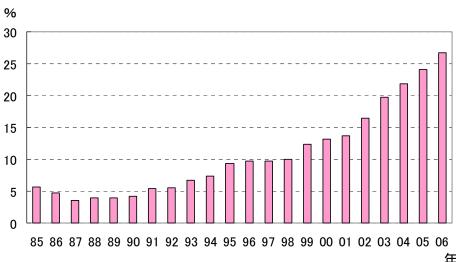
日本企業の海外進出の歴史は浅く、貿易摩擦を経験した後から本格化した。1980年後半以降の円高によって日本企業の海外直接投が急波に拡大していく」。日本企業の海人株で別にあるにな増加(図1・1参照)、外国人株で別にあるにとがり口ーバル化しているとは見て取れる。

図表1・1日本企業の海外生産高推移



出所: 経済産業省海外事業活動基本調査 H16

図表1-2外国人持株比率



出所: H,17株式分布調査より作成⁴ 04、05年の値はライブドアの影響を排除 企業が海外で事業を営む場合、現地の文化や宗教など、その国特有の問題に直面する。それらは日本にいては考えられないようなものも多い。しかし、グローバル企業は、今世界で求められている社会的な課題を無視できない状況にある²。

1990 年代以降発展途上国における環境問 題 、 生 産 現 場 に お け る 労 働 ・ 人 権 の 問 題 に つ いての劣悪な状況が NGO やメディアによっ て明らかにされた。批判の対象となったのは、 アパレル、スーパーマーケット、スポーツ・ メーカー、おもちゃ産業などである³。企業 が海外進出をする理由は、途上国の格安な労 働賃金や、先進国に比べて緩い環境規制によ り生産コストが安く抑えられるからだ。そこ で問題となったのは、コスト圧力の下、 劣 悪 な工場環境で厳しい労働を強いられるスウェ ット・ショップである。ナイキは今ではスポ - ツ ・ メ - カ - と し て の 確 固 た る ブ ラ ン ド を 確 立 し て い る 有 名 企 業 で あ る が、1997 年 に べ トナムのテックァンビナ工場で現地基準の 177 倍もの発がん物質トルエンが検出され、 工 場 労 働 者 の 77% に 呼 吸 器 系 の 疾 患 が あ っ たことが報告されている。内部告発によって 出た内部文書をアメリカの企業監視 (TRAC) が インターネットを通し公表した のだ。公表前からスウェット・ショップ疑惑 が あ っ た が 、フ ィ ル ・ナ イ ト 会 長 兼 CEO は 全 面否定をしていたため、厳しい批判を受けた。 特にその当時学生に人気のブランドであった

ことから、大学キャンパスを中心にボイコット運動が始まり、全米へと波及した⁴。

2) 持続可能な発展

社会経済システムの地球レベルでの持続可 能性が社会面、環境面で求められている。 1992 年ブラジルのリオで開催された地球サ ミット「 国 連 環 境 開 発 会 議 (UNCED)」で は 地球環境の持続可能性が中心的な議題として 議 論 さ れ た 5 。 こ の サ ミ ッ ト で 国 連 経 済 社 会 問題担当事務次長ニティン・デサイは経済と 環境の健全性は相互に関連し、補強し合うと いう考え方を示した。21世紀に向かっての環 境宣言である「アジェンダ21」では先進国 の課題として大量生産、大量消費、そして大 量廃棄というライフスタイルの見直し、 問 題 解 決 へ の 取 り 組 み が 必 要 で あ る と 述 べ て い る。1990 年 代 半 ば 以 降 に な る と 環 境 問 題 だ けでなく労働、人権、貧困などの社会的課題 を 含 め て 議 論 さ れ る よ う に な る。1995 年 デ ン マークのコペンハーゲンで開催された「世界 社 会 開 発 サ ミ ッ ト 」 で は 社 会 的 公 正 性 と 人 権 に基づいた人間中心の社会開発、貧困、雇用、 社 会 的 統 合 に つ い て 議 論 さ れ た 。2002 年 南 ア フ リ カ の ヨ ハ ネ ス ブ ル グ で 開 催 さ れ た 「 持 続 可能な開発に関する世界サミット」では環境 問 題 に 社 会 問 題 を 含 め た 広 義 の 持 続 可 能 性 と いうことが正面から議論された。

以上のように 1990 年以降、持続可能な発展の実現のために環境問題、社会問題から始

まり、広範な議論がなされてきた。その中で、 企業はどのような行動が望まれているのか、 その果たすべき責任が問われている⁶。

(2) ITの発達

(3) NPO/NGOの台頭⁸

社会経済システムの持続可能な発展を求める。世界的な流れを作った原動力は NGO ある。環境は、社会の領域におい支持を受けていて、 1992年の 1992年の地球サミット以来会議においての地球サミット以来会議によっている。 では 1992年の 200年での 200年の 200年での 200年での

う。近年では企業活動のグローバル化にともなって、特に地球環境問題、人権問題、スウェット・ショップ問題などに関して監視・批判する存在としてその機能や役割は企業行動に対し、重要な牽制力となっている⁹。

図表 1 - 3 NPO の 3 つ の タ イ プ

	慈善型 NPO	監視・批判型 NPO	事業型 MPO				
		主に 60 年	主に 80 年				
時 期	仁 纮 帕	代後半~	代 ~ 90 年				
时期	伝統的	70 年代以	代 以 降				
		降					
		企業、政府	社 会 的 サ				
活動内容	慈善活動	活動の監	ー ビス 提				
1位割10合	総 普 泊 期	視・批判、	供、調査・				
		要 求	情報提供				
主たる資金源	寄 付	寄 付	事業利益				
企業・政	独立(コラ		独 立 / コ				
府との	ボレーシ	独 立	ラ ボ レ ー				
関 係	ョンも)		ション				

出所:谷本[7]p,181

第3節 企業に求められる社会観

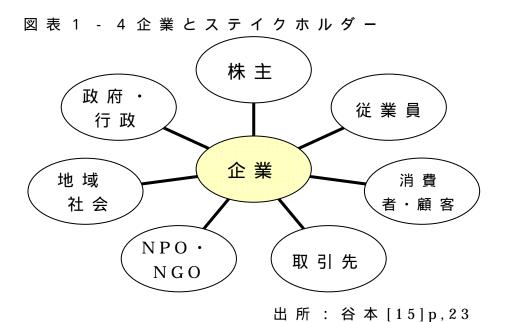
(1) 会社は誰のもの?

会社とは何であるのかという問いに対して、「会社は誰のものか」という切り口から考えていく。法律的な解釈をすると、株主が株式を購入することで企業に対し出資をし、その資金を元に事業活動が行なわれている。事業

運営上の便宜から所有と経営が分離され、経営者は株主から企業の運営を委託されている。よって、会社は株主のものでいる。では、なぜ「会社はかのもの?」とばいる。が新聞や雑誌、マスコミ等に取り上げられ、議論されるのだろう。 こつの見解が考えられる。

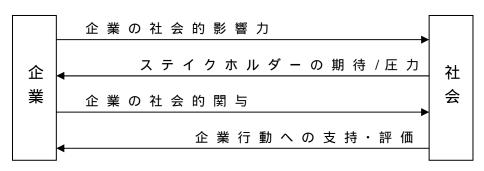
会的性質から、所有される、されないという ものではないとする考え方である。

(2)企業と社会



日本企業はその生成・発展のプロセスにおいてステイクホルダーを取り込みながらシステムを構築してきた 1 2 。企業と社会の関係は時代や立場にとって異なるが、企業は社会経済システムの中に存在していることを理解し、両者を関連付けて捉えていく必要がある(図表 1 - 5 参照)。

図表1-5企業と社会の相互関係



企業の社会的影響力

企業が各ステイクホルダーを取り込む関係の集合体として企業社会システムが形成されている

ステイクホルダーの期待/圧力

企業に対し、共通利益を追求したり、監視・ 批判をしたりする

企業の社会的関与

企業が社会的な課題の解決に取り組む

企業行動への支持・評価

企業の社会的に責任ある行動を市場社会が評価し、その行動に反映する

出所: 谷本[14]p,6~7

(3)企業の社会的責任

企業は社会との関わりの中で活動を行っており、社会に対し責任を負っている。企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility、以下 CSR)とは、企業活動のプロセスに社会的公正性や倫理性、環境や人権への配慮を組

み 込 み 、 ス テ イ ク ホ ル ダ ー に 対 し て ア カ ウ ン タ ビ リ テ ィ を 果 た し て い く こ と で あ る ^{1 3} 。以 下 で は 、 C S R の 動 向 に つ い て 見 て い く 。

1) CSR が求められるようになった背景 アメリカでは、1970 年代ベトナム反戦運動 や環境運動が社会運動として広がり、20世 紀型の大企業中心の経済体制に非難の声が高 まっていた。

日本でも 1970 年代、四大公害病に代表さ れるような公害問題や石油危機などが社会問 題 と な り 、 企 業 批 判 が 高 ま っ た の が 企 業 の 社 会 的 責 任 が 問 わ れ た 始 ま り で あ る 。 こ の 当 時 、 日本での社会的責任論は、 同時期にアメリカ で議論となっていた社会的責任論を輸入し、 翻訳することで対応していた。よって、その 内容はアメリカの議論やテキストを紹介し、 解 説 す る も の で 、 企 業 目 的 や 理 念 に 社 会 的 責 任をどう組み込むかの概念的・学説的整理が 中心であったため、日本の企業と社会の構造 的な関係性を分析することや企業社会に政策 提言をするという研究はほとんどなかった。 また、企業社会のあり方を問い直し、オルタ ナ テ ィ ヴ を 提 示 し て い く よ う な 市 民 の 運 動 が 未 発 達 で あ っ た こ と も あ り 、 第 二 次 石 油 危 機 以降の景気後退とともに社会的責任論のブー ムも後退していった。

それ以降、CSR はしばらく議論されることはなかったが、再び日本で CSR が注目されたのは、グローバルレベルで企業に対して環境、社会面で責任ある行動を求める潮流が起こっ

てきた 2003 年からである 1 4。

2) CSR を め ぐ る 動 き社 会 的 責 任 投 資

SRIの登場は1920年代のアメリカに遡る。当時、教のいくでは、アルコール、タ宗派を知って、アルコール、タをいる会では、アルコール、タをいるのでは、アルコール、アルコール、クをでは、アルコーのでは、アルのでは、アルのでは、アルのでは、アルロのでは、アルロのでは、アルのでは、ア

日本での SRIの歴史は 1980年代に遡る 1 7。 1989 年福島第二原発3号機で起きた事故を 契 機 に 始 ま っ た 株 主 運 動 「 脱 原 発 ・ 東 電 株 主 運 動 」 や 1994 年 市 民 の 手 に よ っ て 始 ま っ た 未来の構築に資する事業への融資「未来バン ク事業組合」はその代表例である。その後、 1996年の ISO14001の発効をきっかけに ISO の認証取得、環境報告書の発行がブームとな る。環境対応を評価した初の金融商品「日興 エコ・ファンド」の登場で環境と投資が結び ついた。日本の場合は市場社会の変化を受け て SRIが影響力を持つようになった欧米のよ うに、市民の機運や運動が SRI をスタートさ せたとのではなく、環境問題への関心の高ま り を 受 け て 新 し い 価 値 あ る 商 品 と し て SRIが 与 え ら れ た と い う こ と が で き る 1 % 。 現 在 で は 個人向けの投資信託から年金基金やソーシャ ル・ベンチャーへと SRIが拡大している。

図表1 - 6 SRI の3 つの区分

ソーシャル・	▶ネガティブ・スクリーン
スクリーン	▶ポジティブ・スクリーン
株主行動	▶対 決 型 株 主 行 動
不工1」到	▶対 話 型 株 主 行 動
ソーシャル・	▶地 域 開 発 投 資
インベストメ	▶社会開発投資
ント/ファイ	▶ 社 会 的 に 責 任 あ る 公 共 投
ナンス	資 ・ 開 発 投 資

出 所: 谷本[13]p,6

グリーン・コンシューマリズム

企業の社会的責任に関心を持ち、消費行動の際に、社会的に責任あると認められない企業の商品を購買対象から外す消費者が増えてきている。また、企業のグリーン調達も広がりつつあり、ISO14000や EMAS などの認証取得が取引の条件となりつつある19。

企業評価基準

これまでの企業を評価する基準は売EVAには でROE(株主資本利益標がの財務は でのが、ながいできるがいできる。 がいたがいできる。 がいたがいできる。 がいたがいできる。 がいたがいできる。 がいたがいできる。 がいたがいできる。 がいたがいできる。 がいたがいできる。 がいできる。 がいでののは、 がいでののがない。 でのは、 でいる。 1 藤井[19]150、151ページ

² 谷本[15]55ページ

³ 谷本[15]8 0 ページ

⁴ 谷本[15]80、81ページ

⁵ 谷本[15]82ページ

⁶ 谷本[15]85ページ

⁷ 谷本[12]2 0 0 ページ

⁸ 谷本[14]11ページ

⁹ 谷本[12]1 8 0 ページ

¹ º 伊丹[3]53、54ページ

^{1 1} 谷本[15]2 1ページ

```
1 2 谷本[12]9 5 ページ
1 3 谷本[15]5 9 ページ
1 4 谷本[15]3 9 、4 0 ページ
1 5 谷本[13]2 0 ページ
1 6 谷本[13]1 0 、1 1 ページ
1 7 谷本[13]9 0 ページ
1 8 谷本[13]2 0 ページ
1 8 谷本[13]2 0 ページ
1 9 谷本[12]1 9 7 ページ
2 0 谷本[15]4 7 、5 0 ページ
```

第 2 章 企業を統治する

この章では、第1章で述べたように社会が変化し、社会的責任を求める声が高まっている状況の中で企業はいかに自己をマネジメントしていけばよいのかを企業側の観点から考察する。

第 1 節 企業統治論

企業統治の「統治」という言葉は governance の訳であるが、他に共治、協治、 支配、管理、統制、制御などの意味がある。 現在のところコーポレート・ガバナンスの社 会一般的に統一された定義は存在せず、 governance は統治と訳され、「企業統治」と いう表記が定着してはいるものの、 governance という言葉の捉え方は必ずしも 「統治」という訳が適切ではない。コーポレ ート・ガバナンスを定義する際、まずコーポ レート・ガバナンス問題は企業の何を問題と して認識するかを考える。その対象領域とし て認識される範囲は人によって様々であるた め 、 コ ー ポ レ ー ト ・ ガ バ ナ ン ス の 定 義 も 人 に よって様々なのである。ここで、それらの多 種 多 様 な 定 義 を 安 達 [2002]は 以 下 の 三 つ に 分 類している1。

会社とは何か、会社は誰のものかという会社観あるいは会社主権論会社の経営・管理機構のあり方(モニタリ

ングシステム、効率性と違法性のチェック) ステイクホルダー相互間でどのように権限 と責任を分担し、どのように経営成果を配 分すべきであるかという問題

に関して、会社主権論は主権者の利益た めに企業運営を行うべきとする考え方である。 元来、日本では株主軽視の経営体制が問題視 されてきたのは事実であるが、その解決策と して株主重視のガバナンスを構築すべきとい う考えは非常に単純で、社会経済システムの 中に企業が在るという点が抜けてしまってい る。また、企業を実際に動かしているのは従 業 員 で あ る と し 、 従 業 員 主 権 を 唱 え る 声 も 多 い。 しかし、 実際の企業は従業員だけで統治 できるものではなく、これも社会という観点 が 抜 け て い る 。 企 業 の 主 権 者 を 株 主 、 あ る い は従業員とする考え方はガバナンスの主体を 狭義に捉えているため、理解をしやすい反面、 説明できない事象が出てくるので、適切では ない。

に関して、近年の商法改正など、制度面でが進んでなる。企業でが進んでの整備は重要に治さる。は重知が度面の整備は重要に対し、外部からのモニタリング機能が再連対がはない。とによって企業の健全な事業運営がはない。

に関して、ガバナンスを企業とステイク

ホルダーの関係の中で捉えることは企業が社会経済システムの中で存在しているという実態と照らしても適切である。

これらの考え方を参考にしつつ、次節でコーポレート・ガバナンスを定義づける。

第 2 節 コーポレート・ガバナンス

企業がどのように企業経営をしていけばよ いのかを考えるにあたって、企業がどのよう な存在であり、社会に対してどのような責任 を負っているのかを意識する必要がある。 1 章 第 3 節 (2) で 述 べ た よ う に 、 企業は社 会の中で単独で存在しているのではなく、 業 を 取 り 巻 く ス テ イ ク ホ ル ダ - と 相 互 に 影 響 し合って初めて存在が可能となり、企業活動 を行なうことができる。つまり、企業という 主体だけを取り出して理念的な行動原理だけ を考えるのではなく、社会経済システムが企 業 を 中 心 に 構 造 化 さ れ て い る と い う 事 実 に 鑑 み、ガバナンスのあり方も企業内部にとどま らず外部との関係性の中で捉えていかなけれ ばならない~。

そこで、本稿においてコーポレート・ガバ ナンスを以下のように定義する。

「企業が社会の一部として持続的に存在し、発展していくために、社会に対して責任ある企業経営を進めていくための枠組み」

この定義に意図された特徴点は二つある。

まずーつ目は、主語が企業である点である。企業を統治する仕組みであるのだから、ステイクホルダーの役割や責任を言う前にまず、企業が先にこなければならない。

二つ目は、ガバナンスを企業行動の枠組みという広い概念として捉えている点である。制度的な機関構造や外部からのモニタリングシステムに尽きる訳ではないということを改めて強調しておきたい。

第3節 資本団体としての使命

現代の社会において莫大な資金を生み出す ことができるのは企業だけである。今、社会 には環境問題を始め、様々な問題が山積みで ある。 これらの中には企業の活動と直接関係 のないものも多い。例えば自動車会社は、 を作る過程で大気中に二酸化炭素を排出する し、 車 は 消 費 者 の 手 に 渡 っ た 後 も 、 走 る 続 け る 限 り 排 気 ガ ス を 空 気 中 に 散 在 す る 。 車 と い う 商 品 の 性 質 上 、 自 動 車 会 社 と 環 境 問 題 は 切 っても切れない関係にある。このことを別の 視点から考えてみると、自動車会社が本気で 環境問題に取り組めば、解決に少しは近づく。 客 観 的 に 見 て も 、 自 動 車 会 社 が 環 境 問 題 に 取 り組むことは、車が排気ガスを散在している という事実がある限り納得できるし、取り組 むべきであると多くの人は言うであろう。 アフリカの貧困問題に取り組むとしたら どうであろうか。貧困層が裕福になれば、将 来 的 に 車 を 買 っ て く れ る 、 あ る い は 貧 富 の 差

が解消することで、国家情勢が安定し、工場進出が可能となるといった理由付けはできなくもないが、将来の顧客確保や工場進出は貧困問題を解決することでしか成しえないことではないので、説得力に欠ける。

[」] 安達[2]2 1 ページ

² 谷本[12]95ページ

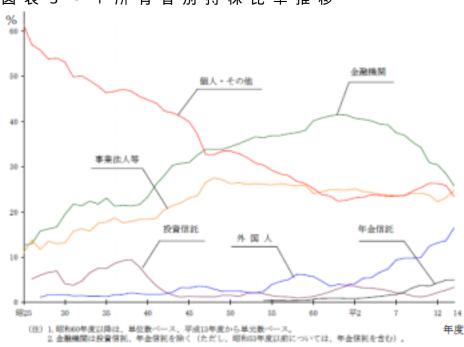
第 3 章 日本のコーポレート・ ガバナンスの歴史

戦後、日本では歴史的・制度的なコンテクスはアの中で企業中心の社会経済シスムが形成されてきた」。企業のガバナスシむテムはスティクを企業内に組み込むーがは、日本のできたのである。は、サーの相互に絡み合った関係を一つでほどいていく必要がある。

第 1 節 株式相互保有

(1)安定株主工作

第二次世界大戦後、経済民主主義を進めるため、GHQにより財閥解体が行われた。明時限系の持株会社に集中していた有価証券とおりを持っていた財閥家の指標を受ける。であることなった。有価和よりは、大の持ち株は、1945年(昭和20年)に発行済み株式総数の42%が流動化し、年の持ち株比率は1964年に69.1%に達した2。しかし、法人の持ち株比率は減少し、法人の持ち株比率は減少し、法人の持ち株比率は減少し、法人の持ち株比率は減少し、法人の持ち株比率は減少し、法人の持ち株比率は減少し、法人の持ち株比率は減少し、法人の持ち株比率は減少し、法人の持ち株比率が増加する(図表3-1参照)。



図表3-1所有者別持株比率推移

出所:東京証券取引所 「平成 17年度株式分布状況調査」

1950年代、投機家が株式を買い占めて経営陣に高値で買い取るようせまるということが多く、企業は自衛のために株式の持ち合いを強めた。1953年に独占禁止法は金融機関の持株比率の上限を5%から 10%に引き上げたことも、株式の相互持ち合いを進行させる要因となった。

1960年代、アメリカがくしゃみをすれば日本は風をひくと言われていたように、アメリカの経済力は圧倒的であり、日本経済にとっては脅威でもあった。そこで、企業買収から自身を守るために企業相互間で株式を持ち合

うという安定株主工作がとられた³。

1970年代から1980年代にかけて、企業の株式相互保有がさらに進行する。旧財閥系の強化に加え、縦系列の企業グループでの安定株主工作により、企業買収という脅威から身を守っていた。そして、株式の持ち合いは1980年代にピークをむかえ、その後、法人の株式保有比率は減少に転じる4。

(2)株式持ち合い関係

株式を企業間で持ち合うことによって、自社の意向に沿った株主を多く確保することと問様の効果が得られる。その結果、企業経営は安定し、実質的に、経営者支配の企業構造が出来上がり、経営者自身は安定した長期雇用で守られる。

このような状況では、株主総会において経営者の意向通りに決議がなされ、株主による チェック機能は働かない。

第 2 節 メインバンクと資金調達

(1)金融制度

戦後から高度経済成長期にかけて、民間の貯蓄水準が低かったことや株式市場が未発達であったことから、企業の資金調達手段もっぱら銀行からの間接金融に頼っていた。1961年から1984年の企業の外部資金調達の構成を見ると銀行借り入れは55.1%~68.3%であったのに対し、有価証券によるものは7.3%~13.5%にすぎなかった。

1980 年代になると企業は次第に洗練された財務手法を開発し、実行するようになる。その結果、企業の資金調達が銀行借り入れから内外市場での証券発行による直接金融にシフトした。

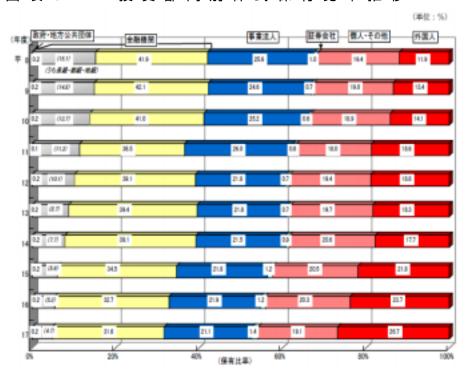
(2) メインバンクの役割

メインバンクとは、ある企業に対して最大の貸し出しシェアを持ち、長期的取引関係にある特定の銀行のことである7。戦後から高度経済成長期には企業の財政戦略の要として企業との関係を強めていった。1980年代に企業の資金調達が間接金融から直接金融へ移行するまでこの関係は続く。

第 3 節 株主構造の変化

株 主 の 持 ち 合 い 構 造 は 90 年 代 に 徐 々 に 崩れ、 1987 年 の 18.4% から 2002 年 に は 7.4%

まで減少している。安定保有比率は 1987 年には 45.8% あったものが、2002 年には 27.1% まで減少した⁹。その一方で外国人株主の増加が著しい(図表3-1、3-2 参照)。



図表3-2投資部門別株式保有比率推移

出所:東京証券取引所「平成 17年度株式分布状況調査」

1990 年代アメリカの機関投資家は企業に対し、受託者責任として経営のあり方に対して発言してきた。例えば CalPERS は日本企業の株式所有者として 1998 年に制定したコーポレート・ガバナンス原則を改革案として株主総会で厳しい要求をし始めた。そこでは

非効率的な取締役会を活性化するために外部取締役、外部監査役を導入すること、取締役の人数を削減すること、情報公開を進めることなどが示されている¹º。

¹ 谷本[12]9 5 ページ

² マーク・」・シャー[20]93ページ

³ 谷本[15]1 6 ページ

⁴ 谷本[15]1 7 ページ

⁵ 谷本[12]98、99ページ

⁶ 谷本[12]98ページ

⁷ ヒューパトリック[1] 1 5 ページ

⁸ 青木[1] 1 4 2 、 1 4 3 ページ

⁹ 谷本[15]3 1ページ

¹⁰ 谷本[12]107、108ページ

第 4 章 ガバナンス改革とその問題点

時 代 の 変 化 と と も に 、 企 業 の 果 た す べ き 役 割 や 企 業 像 も 変 化 し て い る 。 企 業 不 祥 事 が 発 覚すると決まってコーポレート・ガバナンス の不在や、機能不全を指摘する声があがる。 日本でガバナンス改革が本格的に議論の対象 となったのは、企業不祥事が頻発していた 1990 年 代 で あ り 、そ れ 以 降 コ ー ポ レ ー ト・ガ バ ナ ン ス に 関 す る 規 制 や 法 律 の 改 正 が 繰 り 返 されている。改革が進む中、2001年から 2002 年にかけてアメリカで起きたエンロン、 ルドコムの巨額会計不正事件はアメリカのガ バナンスの弱点を露呈するとともに、同国の ガバナンスを目指していた日本のガバナンス 改革は、見直しを迫られることになる。この 章では、日本のガバナンスシステムとその変 革、そして、エンロン、ワールドコム事件が 日本のコーポレート・ガバナンスに与えた影 響を見ていき、第5章のコーポレート・ガバ ナンスの今へと繋げていく。

第1節日本企業のガバナンス改革

1990年代後半以降、各種団体や機関からコーポレート・ガバナンス改革を提案する取り組みや文書が複数公表された。企業を取り巻く環境の変化や企業不祥事が多発する中、コーポレート・ガバナンス改革は早急の課題であったことが伺える。

1998 年 6 月 社 会 経 済 生 産 本 部 は 上 場 企 業

の取締役に対するアンケート調査の分析結果 に基づく提言として『日本型コーポレートガ バナンス構築に向けてのトップマネジメント 機 能 の 課 題 : ト ッ プ マ ネ ジ メ ン ト 機 能 の 改 革 と コ - ポ レ - ト ガ バ ナ ン ス に 関 す る 報 告 調 査 』 を 公 表 し た 。 こ の 報 告 で は 、 日 本 企 業 の ガバナンス機構は取締役会及び代表取締役が 業務執行機関であり、監査役(会)及び会計 監 査 人 が 監 査 機 関 で あ る と い う 二 次 元 的 構 造 になっているにも関わらず、企業不祥事が多 発 す る の は 取 締 役 会 、 監 査 役 会 な ど に よ る 経 営コントロール機能やモニタリング機能が十 分に働いていないからだとし、その対処法と して法的整備や外部からの監視・監督機能強 化 も 重 要 で あ る が 、 基 本 的 に は 企 業 に お い て 企業倫理の確立や経営の健全性確保という見 地から実効性のあるコーポレート・ガバナン スの仕組みを自主的に検討、改革していくこ とが望ましいとして企業の自主性を協調して いる。そして今、日本企業に求められている のは、真にグローバルスタンダードなコーポ レート・ガバナンスを構築すること、すなわ ち国際的にみて理解可能な、透明性が高く、 健 全 な ガ バ ナ ン ス シ ス テ ム を 多 様 な ス テ イ ク ホルダーとの緊張感のある協力関係の中で作 り上げていくことであるという見解を示して いる¹。

2001 年 10 月 に は 日 本 コ ー ポ レ ー ト ・ ガ バ ナ ン ス ・ フ ォ ー ラ ム が 『 改 定 コ ー ポ レ ー ト ・ ガ バ ナ ン ス 原 則 』 を 公 表 し た 。 こ の 原 則 は 同 フォーラムが 1998 年 5 月に公表した『コーポレート・ガバナンス原則(最終報告)』について、その後の環境変化を受けて再整理したものである。 改定原則は最高経営執行者(CEO)の強大な権限に比べ、社外取締役の地位も確立していないという現状をふまえ、取締役会の経営監督機能の強化を提示している。

日本企業におけるガバナンス改革はこれらの提言をきっかけに、商法や企業会計制度の改正がなされることになる。

第2節 アメリカの

コーポレート・ガバナンス (1)機関投資家の台頭

1970年代以前のウォール・ストリート・ルールと言えば、株主が会社の経営に不満であれば、Exit(退出)つまり、市場で株式を売却し、株主という立場を辞めればよいというものであった。株式が売られると市場では株価が下がるので、このことが経営者にとって

圧力となり、間接的に株主からのチェック機能が働いていると言われていた³。

カリフォルニア州公務員退職年金基金 (California Public Employee's Retirement System、以下 CalPERS)は 2006 年 9 月末現 在約150万人の労働者や退職者、その家族 2176 億ドル が加入しており、総資産残高は (日本円でおよそ 25 兆 9 千億円) に上り 5、 アメリカ最大の公的年金基金で あ CalPERS は 1992 年 の そ れ ま で の 短 期 運 用 か ら企業との長期的な関係を前提として、 との関係を強化し、 受託者責任としての投資 効率の向上を目指すため、 取締役会を通じて コーポレート・ガバナンスのあり方を積極的 に提示し、株主提案権によって企業に要請す る 戦 略 へ と 移 行 し 、 以 後 、 積 極 的 な 株 主 行 動

を続けている 6。 しかし、このような積極的な機関投資家の存在があっても、アメリカのコーポレート・ガバナンスは十分に機能していた訳ではない。このことは、エンロン事件での CalPERS 自身の行動によって証明されることとなる。

(2) エンロン、ワールドコムの衝撃1) エンロン事件の概要

エンロン社は 1985 年にヒューストン・ナ チュラルガスとインターノースというこつの 天然ガスパイプラインの会社が合併し設立さ れた。天然ガスや電力の売買及び仲介業を営 み、電力やガスなどのエネルギー産業の自由 化 の 波 に の り 、1980 年 代 後 半 以 降 、 高 収 益 を 上 げ 続 け ア メ リ カ で 代 表 的 な 企 業 と 評 さ れ る までに成長した。しかし、エンロン社から開 示される財務情報は透明性を欠き、 報告され る高収益の実現経緯は専門家ですら分からな かった。2001年に財務情報の不透明性に批判 が高まるにつれて株価は下落の一途をたどり、 2001 年 8 月 に ジェ フ リー・ス キ リ ン グ CEO が 突 然 辞 任 、 同 年 10 月 に 元 CEO の ア ン ド リ ュー・ファストゥ氏が設立、運営していたパ - トナーシップ LJM2 との取引に関し、第3 四 半 期 の 税 引 き 後 特 別 損 失 が 5 億 4400 万 ド ル に 上 る と 発 表 。同 年 11 月 に LJM1 及 び SPE (特別目的会社)との取引の会計処理に連結 等 の 誤 り が あ っ た と し て 、 1997 年 ~ 2001 年 までの財務諸表につき合計 9 億 7900 万ドル

の 純 利 益 減 少 の 訂 正 を 遡 っ て 行 う と 発 表 。 2001 年 12 月 連 邦 破 産 法 代 11 条 の 適 用 を 裁 判 所 に 申 請 し て 倒 産 し た 。 Cal P E R S は エ ン ロ ン の 大 株 主 で あ っ た が 、 エ ン ロ ン が 作 っ た ざ い 、発 言 す る ど こ ろ か 、エ ン ロ ン が 作 っ た S P E に 出 資 し て お り 、 エ ン ロ ン と 深 い 関 係 に あった 。 そ し て 、 エ ン ロ ン の 倒 産 で 約 4 千 万 ド ル の 損 失 を 被 っ た と 言 わ れ て い る 7 。

2) ワールドコム事件の概要

ワールドコムは 1983 年に設立され、それ まで全米の電話回線を独占していた AT&Tが 分割され、通信が自由化される規制緩和の流 れに商機をつかみ、長距離電話回線業に参入 し た 。1989 年 に 就 任 し た バ ー ナ ー ド・エ バ ー ス CEO はミッドアメリカン、アメリコール、 ファ - ス ト フ ォ - ン 、 ATC、 ワ - ル ド コ ミ ュ ニケーションズ、ダイヤルネット、メトロメ ディアなど、同業他社の買収、合併を繰り返 し、1993 年末には全米4位、1998 年に業界 2 位 の M C I コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ を 400 億 ド ルで買収し、全米2位の通信会社に成長した。 高 株 価 を 利 用 し た 買 収 は 20 年 間 で 70 社 以 上 に及ぶ。しかし、この巨大化戦略が独占禁止 法 に 抵 触 す る 恐 れ が あ る と し て 、2000 年 当 時 全 米 3 位 で あ っ た ス プ リ ン ト と の 合 併 が 政 府 によって阻止され、ワールドコムの成長戦略 の有効性が失われた。にもかかわらず、エバ - ス CEO は 二 桁 成 長 の 目 標 を 掲 げ 続 け た こ とがプレッシャーとなり、粉飾決算へとつな

がってしまう。2000年6月に本来、営業損益として計上すべき地域の電話会社への接続料金の支払いを設備投資として38億ドル不正に処理し、利益を多く見せかけるといるで、経理を行っていたことが発覚する。不正発覚前から株価は急落しており、それに加えて不正が発覚したことで、経営存続が困難となり、2002年7月、負債総額410億ドルを抱え破綻に至った。

3) 米国企業改革法

エンロン、ワールドコムの巨大企業の不正会計事件を受け、2002 年企業改革法を制定する。この法令を提出したポール・サーベンス上院議員とマイケル・G・オクスリー下院議員の名前にちなんでサーベンス・オクスリー法(通称 SOX 法)と呼ばれている。

これらの事態を法規制によって打開しようとしたのがSOX法である。不正な会計操作を未然に防ぐために外部の会計監査の義務化、会計報告書に経営者の宣誓書が必要となり、違反した場合には禁固刑という厳しい罰則も設けられた(図表4・1参照)。

図表4-1SOX法

企業幹部に対する禁固刑・罰金				
< 項目 >		<旧法>	<sox法></sox法>	
証券詐欺		5 年	25 年	
操作に絡む書類破棄・改	ざん	対 象 外	20 年	
郵便・通信詐欺		5 年	20 年	
決算報告書偽造記載7	など	5 年	20年	
財務報告証明違反		対 象 外	20年、500万ドル	
投資家や内部告	発 者	の保護		
投資家への不正収益i	反 還	SEC の権限	暫定的な資産凍結可能に	
内部告発者の保護	(新	設)		
監査法人への監	視 強	化		
不正会計などを調	査す	る独立機	関を設置	
監査業務と非監査	業 務	の同時提	供禁止	
米国顧客を持つ海	外 監	査法人も	監 視	
その他				
SEC は企業の即時	情報	開示義務	§規則を 180 日	
以内に制定				
不正をした企業幹	部が	で他企業の)幹部就任を差	
し止め				

注) SEC... アメリカ証券取引委員会

出 所:安達[2]p,38

SOX 法 は 不 正 な 会 計 操 作 を 未 然 に 防 ぐ た めに、経営者が企業内に適切な内部統制を構 築 す る こ と を 求 め て い る の だ が 、 エ ン ロ ン に も不正会計を監視・監督する立場の取締役会 (監査委員会)は存在していたし、取締役会 のほとんどは社外取締役で構成されていた。 社 外 取 締 役 は 最 高 責 任 者 (CEO) を 監 督 す る 責任を負っているが、実際のところ、CEOは 取締役会の会長として権力を握っていたり、 CEO が 取 締 役 と 執 行 役 員 を 兼 ね て い た り す る場合が多く、CEOへのチェック機能は働か ないという欠陥がある。。経営者の不正行為 に対して厳罰を設け、不正行為がしにくい状 況 を 作 る こ と 、 監 査 法 人 の 独 立 性 を 強 化 す る ことはアメリカの金融市場に対する信頼確保 のためには重要であるが、根本的なガバナン ス 体 制 の 見 直 し な く し て 、 失 っ た 信 頼 の 回 復 はない。

アメリカのコーポレート・ガバナンスは優れていると言われ、日本のガバナンスルドチンスである。ではなるではないのではないではない。ではないでである。

第 3 節 商 法 改 正

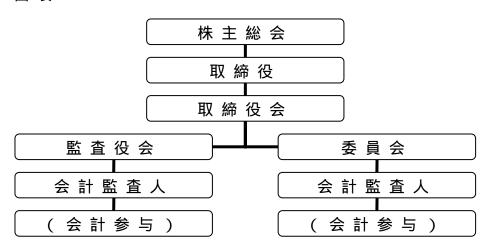
(1)商法の規定

商法、並びに会社法では、経営者を監視・監督する仕組みを様々に規定しており、制度

面 から 企 業 の コーポレート・ガバナンスを担保 している。

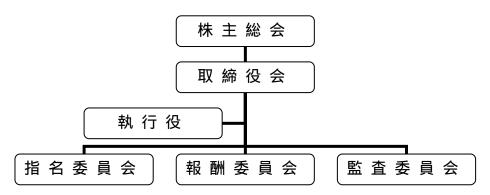
1) 機関構造

大会社かつ公開会社の場合の機関構造図表4・1



の設置は自由である。

委員会設置会社の仕組み図表4・2



委員会設置会社とは、指名委員会、報酬委員会、監査委員会を置く株式会社をいい、取締役会設置会社に限り、この制度を選択することができ、会計監査人を置くことが義務付けられている。

2) 監視・監督の制度

のうち半数以上は社外監査役である必要がある。日本監査役会の調査によると、平成 18年8月現在、監査役の 67.4%が社外監査役である 1 0。任期は 4 年であり、取締役と異なり短縮することはできず、監査役の独立性が確保されている。 取締役の行為を取締役会と監査役ののこつの機関で監視・監督するシステムとなっている。

委員会設置会社では取締役会が執行役を選任し、実質的な経営者は執行役である。各委員会で投入の兼任は可能である。各委員と取締役る人以上で構成され、そのうち過半数は社外取締役でなければならない。取締役は社外取締役を取締役会と監査委員会が監視・監督するシステムとなっている。

(2)商法改正とその効果

図表4-3

年	改 正 内 容
	大会社に監査役(内1人以上は社外監
1993	査役)を義務付け
	株 主 代 表 訴 訟 の 手 数 料 減 額
1994	自己株取得制度の緩和
1997	純 粋 持 株 会 社 解 禁 (独 占 禁 止 法 改 正)
1999	株式交換、株式移転制度の導入
2001	株 主 代 表 訴 訟 の 条 件 緩 和
2001	監査役制度の強化
2002	委員会設置会社の導入

出 所 : 寺 本 [16]p,108、末 永 [10]

訴えを提起する場合、訴訟の目的に応じて手数料を納めなければならない。費用は主張

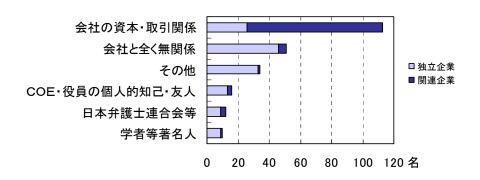
する利益の額によって算定されるか、非財産的請求の場合は目的価額を 95 万円とみなして算定するとされていたものを 1993 年の改正で 95 万円に統一し、手数料は一律 8200 円となり、株主の負担が軽減された 1 2。 2001年に単位株制度が廃止され、少数株主にも株主代表訴訟の権利が与えられた 1 3。

手数料の減額は株主訴訟を増加させること になったが、濫用を防止するための担保の提 供、敗訴株主の会社に対する賠償責任などの 規定があるので、訴訟のハードルが低くなっ たことによる権利濫用の恐れはない。起こさ れてしかるべきであったのに、手数料や手続 きの面で起こされないままであった訴訟が起 こされる可能性が高まったと言える。しかし、 取締役会や監査役(会)が本来であれば経営 者を追及する立場にあり、それがなされない 場合に株主が代わって責任追及するのが株主 代表訴訟なので、これがなされるということ は、企業のガバナンスが機能していないこと を意味しており、異常事態である。株主代表 訴 訟 の 条 件 が 緩 和 さ れ 、 訴 え を 提 起 し や す く なったが、これは株主のモニタリング機能の 強 化 を 意 味 し て い る の で は な く 、 訴 訟 を 起 こ されないよう経営者は受託者責任を果たし、 取締役会、監査役(会)は監視・監督機能を 十分に果たすよう促す効果がある。

2002 年に委員会設置会社制度が導入されたことによって、企は業ガバナンス機構の選択が可能となった。平成 17 年 2 月時点では

監査役会と委員会はは困難されば困難にはがでからの観点があるといくのではないのではないのではないのではないのではないのでは、対対があるとはないのでは、対対がののでは、対対がでからのでは、対対がでからのでは、対対がでからのでは、対対がでからのでは、対対がでからのでは、対対がでからのでは、対対がでからのでは、対対がでからのでは、対対がでがある。

図表4-5 委員会設置会社 53 社の社外取 締役 236名の会社との関係



出所:日本監査役協会 HPより作成

第 4 節 会計ビッグバン

日本の会計基準を世界に通用する国際会計基準や米国会計基準との調和を図り、企業の財政状況、経営成績及びキャッシュフローの状況をより適切に開示するという目的を達成するため、2000年3月期より大規模な変革が始まった(図表4-4参照)。

2000 年 3 月期より単独決算中心の情報開示制度が連結中心の開示制度に移行しているのでは別にあることがののではいかに、持くは、おいて、持くは、できるいは影響力を重に、の決するに、ないを重に、の決するに、対しないできるのでは、いては、ないできるのできる。

もう一つ大きな変革は時価会計の導入である。日本の企業会計は資産を取得時に支出し

た金銭等の額で評価する取得原価主義会計を伝統的に採用しており、資産の時価とかまるといか国の機関を受けたりの機関を受けたの指摘を受けたでのおりをでいるといるでは、はいかの金融のはは、はりかるはいではなった。

図表4・4会計ビッグバン

適用時期	変 更 内 容
2000年3月期	新連結会計基準への移行
	連結キャッシュフロー計算
	書の導入
	税効果会計の導入
2001年3月期	退職給付会計の導入
	金融商品会計の導入
2002年3月期	持ち合い株式の時価評価
2003年3月期	ゴーイングコンサーン規定
	の導入
2006年3月期	減損会計の導入

出所: 寺本[16]p,117

第 5 節 内部告発制度

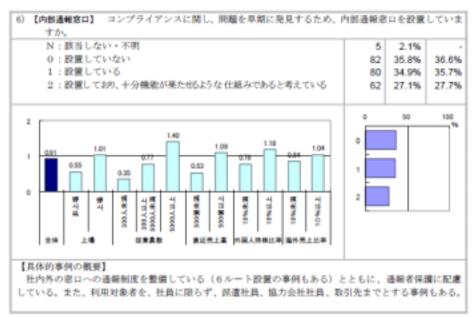
(1)内部告発

内部告発とは企業内部の人間が外に向かって、自らが属する組織の行っている不正や違法行為を告発することである17。内部告発によって、これまで多くの企業不祥事が明らか

になった。日本では雪印食品の牛肉偽装事件、 原子力発電所のトラブル隠し、三菱自動車の クレーム隠しなどがその代表例である。エン ロン、ワールドコム事件も例外ではない。企 業内部での不正や違法行為は企業外部から発 見することがほぼ困難であるため、 内部告発 という手段は非常に有効であり、組織内規定 としてだけでなく、法律として整備される必 要 が あ る 。 な ぜ な ら 、 内 部 告 発 に は 多 く の 問 題 点 が あ る か ら だ 。 実 際 に 内 部 告 発 を 行 お う と す る 者 は 、 報 復 行 為 を 受 け る リ ス ク を 負 わ な け れ ば な ら な ら ず 、 告 発 を 躊 躇 う 場 合 も あ 通常、従業員は就業規則により企業の物 品の不正使用、文書の持ち出し、機密の漏洩 を 固 く 禁 じ ら れ て お り 、 告 発 情 報 を 裏 付 け る 資 料 と し て 利 用 す る こ と は 、 服 務 規 律 の 違 反 行 為 と し て 懲 戒 処 分 の 対 象 と な る 。 ま た 、 部告発は組織の了承を得ず行われることから、 身内の恥を外部に曝す、自己が所属する組織 やその幹部を背後から撃つ行為として負のイ メージが定着しており、雇用の面で不利益を 被 る こ と も あ る 。 も し 、 内 部 告 発 を し た 後 に なって、実際に不正行為や違法行為が存在し なかったことが判明した場合には誹謗中傷や 名誉毀損など、自社の信用失墜行為として懲 戒 等 の 処 分 を 受 け る お そ れ も あ る 1 8 。本 来 な ら ば 、 企 業 不 祥 事 は あ っ て は な ら な い こ と で あるし、不正行為や違法行為が起こる以前に 企業が自己制御するべきであるが、企業内規 定にとどめず、法律として整備することで、

内部告発者を守るだけでなく、企業組織の規律や経営者の行為を正すインセンティブにもなる。そして、万が一不祥事となるような不正行為や違法行為が起こった場合、早急に告発されることで、被害の拡大を最小限に防ぐことも可能である。

図表4-5



出所: 経済同友会「第15回企業白書」

(2) 公益通報と公益通報者保護法

2004年6月、公益通報者保護法という法律が国会を通過し、成立した。2006年の4月から施行されている。内部告発ではなく、新たに「公益通報」という概念を作り、内部通報の持つ負のイメージの払拭を狙った。当法律の目的は公益通報をしたことを理由とする解

雇の無効並びに公益通報に関し事業者や行政 がとるべき措置を定めることで、通報者の保 護 を 図 る と と も に 、 国 民 の 利 益 の 保 護 に 関 わ る法令の遵守を図り、もって国民生活の安定 及 び 社 会 経 済 の 健 全 に 資 す る こ と で あ る (同 法第1条参照)。公益通報は内部告発と違い、 保護の対象を個人の生命又は身体の保護、消 費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争 の確保その他国民の生命、身体、財産その他 の利益の保護に関わる法律の違反行為につい て 労 働 者 が 行 う 通 報 に 限 定 し て い る ¹ º 。こ れ 内部告発のように悪意の中傷や根拠を欠 く経営批判を排除し、法律化する以上保護の 対象を明確にする必要があったためだ。 て、通報先が内部通報、行政機関通報、マス コミ等の外部通報の順に、通報者保護の要件 が段階的に厳しくなっているのも特徴的だ。 企 業 は 通 報 が 監 督 官 庁 や マ ス コ ミ に 対 し て な さ れ る こ と を 大 変 嫌 う た め 、 企 業 内 部 に 有 効 な通報処理体制があれば、まずそちらに通報 がいくように誘導するシステムとなっている。 公益通報者保護法の制定により、企業内部 に有効な通報処理体制の構築を促すことは、 コ ン プ ラ イ ア ン ス 意 識 の 向 上 に つ な が る と 考 えることもできる。しかし、実際のところこ の法律により、内部告発が行いやすい状況に なったどころか、逆に不正をする経営者を防 衛 す る 結 果 と な っ て し ま っ た と の 見 方 も あ る 。 なぜ、このような批判を招いているのか、以

下に理由を整理する20。

公益通報とは、名の通り国民の利益を守り、 健全な社会経済システムの構築を図るための 通報である。そのためには、第一段階として、 不正を未然に防ぐためのガバナンスを企業内 に構築する必要がある。その上で第二段階と して不正が起きたときに管理・監督する立場 の人が不正を是正し、情報公開をする責任を 負う。そして、不正が起きているのにも関わ ら ず 適 切 な 処 理 が な さ れ な い 場 合 に 第 三 段 階 として、公益通報がなければならない。最終 段 階 と し て の 機 能 を 発 揮 す る に は 、 企 業 か ら 独立した通報機関を外部に設けるべきである。 その機関が正当な権限をもって調査をし、 要 で あ れ ば 訴 訟 を 起 こ し た り 、 マ ス コ ミ 等 を 通じて情報公開を行ったりというシステムを 作らない限り、公益通報者保護法を制定した 当初の目的は達成できず、かえって不正を覆

い隠してしまうことになりかねない。

```
坂井[16]100~102ページ
 寺 本 、
 寺本、坂井[16]1 0 5 ~ 1 0 7 ページ
  奥 村 [5] 6 0 ページ
 奥村[5]6 1ページ
 http://www.calpers.ca.gov
 谷本[12]3 5 5 ページ
 奥村[5]61~62ページ
 大島、矢島[4]136、137ページ
  奥村[5]62、
            6 3 ページ
1 0
   http://www.kansa.or.jp/
   末 永 [10] 1 7 7 ページ
   末 永 [10] 1 7 9 ページ
1
   谷本[12]1 0 6 ページ
1 3
   寺 本、
        坂 井 [16] 1
                1
                  2ページ
1 5
   寺 本、
        坂 井 [16] 1
                18ページ
1 6
   寺本、坂井[16]119ページ
1 7
   桜井[9]3ページ
   桜井[9]9~15ページ
   桜井[9]1 2 0 ページ
1 9
2 0
   桜井[9]167~169ページ
```

第 1 節 コーポレート・ガバナンス原則

OECD(経済協力開発機構)は世界経済の発展、発展途上国の健全な成長して1961年に発足して以来、政治・軍事を除有機のに関連付けて取り上げ、多角的、総合的機関では、1964年に加盟している」。

1997 年のアジア経済危機を背景にOECDは 1999 年諸国の政府や政策担当者に対する国際的なベンチマークを提供した上で、コーポレート・ガバナンス原則(2004 年に改定されるため、以下旧原則と表記する)を制定した。この旧原則はOECD加盟国の企業慣行のうち良いと判断されたものを集大成し、

非加盟国も含めた各国が、法制や規制、制度 を策定あるいは向上させる際のガイドライン とすることが望ましいと考えられたため、法 規 範 的 な 性 格 の も の で は な い 。 以 後 、 旧 原 則 は各国の規制的枠組みの構築に用いられる他、 証券取引所、投資家、企業など民間に対して も良き慣行のベンチマークを提供してきた。 しかし、旧原則の成立後、各国で企業不祥 事 が 相 次 ぐ 。 中 で も 、 エ ン ロ ン 、 ワ ー ル ド コ ム事件はアメリカ国内だけでなく、 諸外国に も影響を与えたという点で大きな衝撃となり、 その後制定されたSOX法も含め、 コーポレ - ト ・ ガ バ ナ ン ス 慣 行 の 国 際 的 融 合 を 促 す き っかけとなった2。また、2003年エビアン(フ ランス)で開催されたサミット(先進国首脳 会議)でも、一連の企業不祥事及び市場に対 する信頼低下を受けて、コーポレート・ガバ ナンス強化に向けて、そのあり方の見直しが 必要であるとの採択がされたことを受け、 0 ECDは旧原則の改訂作業に取り掛かる。 新原則(資料5・1参照)においても、 国の法制度や企業慣行が異なるという状況を ふ ま え 、 旧 原 則 同 様 に 法 的 拘 束 力 を 持 っ た 国 際 的 規 範 で は な く 、 各 国 で 良 き 慣 行 が 生 ま れ る 余 地 が 生 ま れ る 柔 軟 性 を 保 持 し て い る ³ 。

有効なコーポレート・ガバナンスの枠組みは透明で効率的な市場を促進し、法の原則と整合的で異なる監督・規制・執行当局間

新原則の特徴点は以下の4点である。

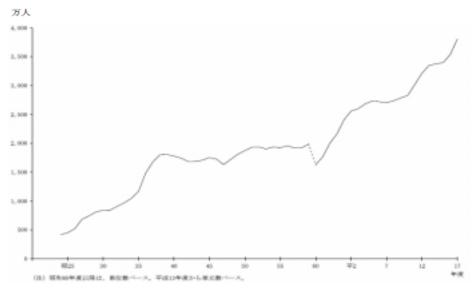
コーポレート・ガバナンス原則は上場企業 コーポレート・ガバナンス原則の基礎となる など、日本企業のガバナンスの指針となって いる。

資料5-1

- O E C D コーポレート・ガバナンス原則―
 - 、 有 効 な コ ー ポ レ ー ト ・ ガ バ ナ ン ス の 枠 組 み の 基 礎 の 確 保
 - 、 株 主 の 権 利 及 び 主 要 な 持 分 機 能
 - 、株主の平等な扱い
 - 、 コ ー ポ レ ー ト ・ ガ バ ナ ン ス に お け る ス テ イ ク ホ ル ダ ー の 役 割
 - 、開示及び透明性
 - 、取締役会の責任

出所:日本コーポレート ・ガバナンス・フォーラム ⁴ 第 2 節 株式市場と SRI (1) 株式市場の動き

図表5-1個人株主の推移



出所:東京証券取引所「平成 17年度株式分布状況調査」

2003 年 から 有 価 証 券 報 告 書 の「 提 出 会 社 の 情報」において「コーポレート・ガバナンス の状況」という項目が新設され、企業の機関 の内容や内部統制システムの整備の状況、 スク管理体制の整備の状況、役員報酬・監査 報酬の内容等の開示が義務付けられた。 証券報告書の虚偽表示等には民事責任・刑事 責任(両罰規定)・行政処分があり、罰則が 強 化 さ れ つ つ あ る 。 ま た 、 東 京 証 券 取 引 所 は 2004 年 3 月 に コ ー ポ レ ー ト ・ ガ バ ナ ン ス 原 理・原則に関する市場関係者の共通認識の基 盤を提供する「上場企業コーポレート・ガバ ナンス原則」を公表した。また、2003 日終了の事業年度より上場企業に対し て、決算短信において「コーポレート・ガバ ナ ン ス に 関 す る 基 本 的 な 考 え 方 及 び そ の 施 策 の 実 施 状 況 」 を 記 載 す る こ と を 求 め て い た が、各企業の取り組みを投資家により分かり や す い 形 で 提 供 す る た め、2006 年 3 月 か ら コ ーポレート・ガバナンスに関する情報を決算 短 信 か ら 切 り 離 し 、 詳 細 な 情 報 開 示 を 義 務 付 ける「コーポレート・ガバナンス報告制度」 を導入した5。

市場ではコーポレート・ガバナスを強化する動き、それに関する情報開帰のでは対し、投資家は対し、投資家に対しているの強化はの中でも機関投資でもできる。という考え方が定着しつある。し

かし、個人投資家は投資に関する知識、情報が不足しており、企業の発信する情報を消化しきれない。企業のコーポレート・ガバナンスが市場で評価されるためには、個人投資家に対する啓蒙活動が必要である。その際、SRIが重要な役割を果たしてくるのではないかと思う。

SRI が 企 業 行 動 に 与 え る 影 響 は 以 下 の 3 点 が 挙 げ ら れ る ⁶ 。

S R I が存在すること自体が企業経営に与える直接・間接の影響

機関投資家、資産運用会社などが行うエンゲージメント活動が、企業経営に与える直接の影響

機関投資家、資産運用会社などが行うスクリーニング活動が。企業経営に与える直接の影響

SRI が 投 資 行 動 に 与 え る 影 響 は 以 下 の 3 点 が 挙 げ ら れ る 。

社会的な問題の解決を投資から支えていくことへの理解促進

コーポレート・ガバナンスなどの非財務情報とパフォーマンスとの関係性の認知 自己の投資スタンスの見直し

SRI を介して企業側、投資家側がコーポレート・ガバナンスの重要性を理解し、それが市場で評価される仕組みが出来てくると、企業のコーポレート・ガバナンスはさらに強化されるはずである。

(2) ISO26000

今、 C S R が規格化される動きがある。 2001年4月国際標準化機構(ISO)理事の 検討でC S R の規格化が実現可能かど開から規格開発を 検討が始まった。2006年1月から規格開発 開始され、2008年10月頃の国際規 ISO26000の発効が予定されている。 ISO26000の発効が予定されているの 話の26000を業や組織の社会的責任を 表れる社会的責任を果たす行動を促すの配に まれる社会的責任を果たす行動を促すの配に まれる社会的責任の原則が盛り込まれる見 がする社会的責任の原則が盛り がする社会的責任の原則が盛り がず、

SRI市場は今後拡大していくことが予想されるが、コーポレート・ガバナンスの周知、徹底が進むにつれて新たな局面を迎えると思う。詳しくは第3節で述べる。

第 3 節 国連「責任投資原則」

2006 年 4 月 に ス タ ー ト し た 責 任 投 資 原 則 (Principles for Responsible Investment, 以下 P R I 、 資料 5 - 2 参照) とは、アナン 国連事務総長の呼びかけにより、国連環境計 画・金融イニシアティブ(UNEPFI)、グ ローバルコンパクトが共同事務局となって作 成したもので、機関投資家が自ら自身の投資 分析と意思決定のプロセス、そして株式の保 有と株主行動にESG問題(環境 Economy、 社会的責任 Social Responsibility、ガバナン ス governance)を反映させることを表明する 自主的な投資原則である。2006年11月現在、 世界で 121機関、日本では住友信託銀行や大 和 投 資 信 託 、 三 菱 U F J 信 託 銀 行 、 ニ ッ セ イ アセットマネジメントなど8機関が署名をし ており、その規模は5兆ドルに上る。

資料5-2

責任投資原則

出所:国連 HP

経済的利益の最大化を妨げることにはならないという受託者責任の新しい解釈が少しずつではあるが広がっており、今後金融市場においてESG問題への配慮はますますなされていくと思われる。

国連のアナン事務総長は世界の機関投資家 の集まる場で「日々の投資判断によって将来 のCO₂の量が決まる。」と発言したそうであ る。金融機関は投資先・融資先企業のCSR に直接的影響を及ぼすだけでなく、 調整速度 の高い金融市場を通じて経済機能を発揮でき る た め 、 自 ら の 行 動 が 社 会 に 与 え る 影 響 は 多 大である分、金融機関に対する期待も大きい。 持続可能な社会を実現する金融であるために、 Encouragement (奨励)から Exclusion (排 除) へ 、 つ ま り E S G 問 題 に 取 り 組 ん で い る 企業を評価するという段階から、 E S G 問題 に取り組むことは当然で、取り組んでいない 企業が排除されるようになってくるのではな いかと思う。金融市場に関わる全ての人や企 業 が 持 続 可 能 な 社 会 の 実 現 に 向 け て 動 き 出 し た 時 、 S R I の よ う な 社 会 的 問 題 に 取 り 組 ん でいる企業を選び出し、ポートフォリオを組 む 投 資 信 託 は 減 少 し て い き 、 全 て の 投 資 に E SG問題が配慮されるようになるだろう。そ のために必要なことを三つ指摘する。

企業が C S R に関する情報を公開し説明責任を果たすこと

個人も含めた投資家側が投資の持つ効果や

可能性について理解すること機関投資家は自身の投資行動にESGを取り込むだけでなく、企業に対し情報開示を行うよう積極的に働きかけ、ESG問題を考慮した安定的な金融市場の構築に努める

これらによって、企業経営の透明性、ステイクホルダーへの情報開示や説明責任が十分に果たされることとなり、もって企業のガバナンス基盤の強化につながるであろう。

¹ http://www.oecdtokyo.org

² 日本コーポレート・ガバナンス・フォーラ ム [17] 2 1 ページ

³ 日本コーポレート・ガバナンス・フォーラム[17] 1 7 ページ

 ⁴ http://www.jcgf.org/jp/
 日本コーポレート・ガバナンス・フォーラムは 1994年 10月に非営利の学術研究団体として発足し、以来コーポレート・ガバナンスに関して政策提言を行っている

⁵ 日本経団連 「わが国におけるコーポレート・ガバナンス制度のあり方について」 http://www.keidanren.or.jp/japanese/pol icy/2006/040.html

⁶ 谷本[13]2 4 3 ページ

⁷ http://www.meti.go.jp

⁸ マテリアルレポート(2004年、UNEP)非財務的要素が株価形成に与える影響についての研究

第 6 章 コーポレート・ガバナンスと CSR

第 1 節 概 念 整 理

第 2 節 企業行動への指針

企業の社会的責任ある行動は企業の利益のため、ステイクホルダーの利益のため、そめて、最終的には社会経済の持続可能な発展のためである。企業が行うCSR活動は目的が明確なものもあれば不明確なものもある。よって、こうでなければならないというもので

はない。そのような行動の枠組みであるコーポレート・ガバナンスは企業行動を詳細の枠組みを構築する際の一つの指針となるようにはみを構築して強制することが可能である必要がある。

¹ 谷本[15]5 9ページ

第7章 コーポレート・ガバナンスのあり方 コーポレート・ガバナンスは変化し続ける。 完璧な完成形はない。企業はこれからも試行 錯誤を続けながら、理想の形を追い求めるだ ろ う 。 そ の 都 度 企 業 に 必 要 な の は 、 企 業 は 何 のために存在しているのかという問いに対し て各企業が独自の答えを出すことである。 これからも、コーポレート・ガバナンスに 関する指針はあらゆる機関から出され、制度 面の改正や新たな規定も導入してくるであろ う。そして、何より社会の変化、特に環境問 題 の 深 刻 化 が 企 業 に も 影 響 し て く る 。 企 業 は これらの指針を参考にしつつ、社会の変化を 常に意識し、企業独自のガバナンス体制を築 いていかなければならない。それは変化し続 けることによって構築され、社会的な責任を 果たしていくことが企業の中心課題となった 時、企業の発展と社会の発展が両立する社会

になるのではないだろうか。

参考文献一覧

- [1] 青木昌彦、ヒューパトリック「The Japanese Main Bank System」白鳥正喜監訳 『日本のメインバンク・システム』東洋経済 新聞社、1996年
- [2]安達巧『企業倫理とコーポレート・ガバナンス』創成社、2002年
- [3] 伊 丹 敬 之 『 日 本 型 コ ー ポ レ ー ト ガ バ ナ ン ス 』 日 本 経 済 新 聞 社 、 2000 年
- [4] 大 島 春 行 、 矢 島 敦 視 『 ア メ リ カ が お か し くなって いる エンロンと ワールドコム 破 綻 の衝撃 』 N H K 出 版 、 2002 年
- [5] 奥 村 宏『エンロンの 衝 撃、株式会社の危機』 N T T 出版、2002年
- [6] 奥村宏『株式会社に社会的責任はあるか』 岩波書店、2006年
- [7] 飫 冨 順 久 、 辛 島 睦 、 小 林 和 子 、 柴 垣 和 夫 、 出 見 世 信 之 、 平 田 光 弘 『 コ ー ポ レ ー ト ・ ガ バ ナ ン ス と C S R 』 中 央 出 版 、 2006 年
- [8]桜井克彦『現代の企業と社会』千倉書房、 1991年
- [9]桜井稔『内部告発と公益通報』中公新書、 2006年
- [10]末 永 敏 和 『 コ ー ポ レ ー ト ・ ガ バ ナ ン ス と 会 社 法 』 中 央 経 済 社 、 2000 年
- [11] 田中靖治『ニッポンの経営を変える会計ビッグバン』日本経済新聞社、1999年
- [12]谷本寛治『企業社会のリコンストラクション』千倉書房、2002年

- [13]谷本寬治『SRI社会的責任投資入門』 日本経済新聞社、2003年
- [14]谷本寛治『CSR経営』中央経済新聞社、 2004年
- [15]谷本寛治『CSR企業と社会を考える』 NTT出版、2006年
- [16] 寺 本 義 也 、 坂 井 種 次 『 日 本 企 業 の コ ー ポ レ ー ト ガ バ ナ ン ス 』 生 産 性 出 版 、 2002 年
- [17]日本コーポレート・ガバナンスフォーラム『OECDコーポレート・ガバナンス』明石書店、2006年
- [18]深尾光洋、森田泰子『企業ガバナンス構造の国際比較』日本経済新聞社、1997年
- [19]藤井敏彦『ヨーロッパの C S R と日本の C S R 』日科技連出版社、2005年
- [20]マーク・J・シャー「Japanese Interfirm Networks and Their Main Banks」奥村宏監訳、1998年

参考 URL 一覧

[w1] CalPERS http://www.calpers.ca.gov [w2]経済産業省 http://www.meti.go.jp/ [w3]経済同友会 http://www.doyukai.or.jp/ [w4] 国際連合 http://www.unic.or.jp/ [w 5] 日本監査役協会 http://www.kansa.or.jp/ [w 6] 日本経済団体連合会 http://www.keidanren.or.jp/indexj.html 「w7]日本コーポレート ・ガバナンス・フォーラム http://www.jcgf.org/jp/ [w 8] O E C D http://www.oecd.org/home/ [w9] O E C D 東京センター http://www.oecdtokyo.org/ [w10] 東京証券取引所 http://www.tse.or.jp/